

四日市市告示第 199 号

四日市市介護相談員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 31 日

四日市市長 森 智 広

四日市市介護相談員派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市介護相談員派遣事業実施要綱（平成 12 年四日市市告示第 348 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>介護サービス相談員</u>派遣事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この事業は、<u>介護サービス相談員</u>の派遣を希望する介護サービス事業所に対して、<u>介護サービス相談員</u>を派遣することにより、利用者の介護サービスに関する要望、疑問、不満、苦情又は不安等の解消を図るとともに、介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。</p> <p>(<u>介護サービス相談員</u>)</p> <p>第 2 条 市長は、<u>介護サービス相談員</u>養成研修を修了した者のうち、市長が適当と認めた者に四日市市<u>介護サービス相談員</u>（以下「<u>介護サービス相談員</u>」という。）を委嘱するものとする。</p> <p>2 <u>介護サービス相談員</u>は、その身分を明らかにするため、四日市市<u>介護サー</u></p>	<p>四日市市<u>介護相談員</u>派遣事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この事業は、<u>介護相談員</u>の派遣を希望する介護サービス事業所に対して、<u>介護相談員</u>を派遣することにより、利用者の介護サービスに関する要望、疑問、不満、苦情又は不安等の解消を図るとともに、介護サービスの質的な向上を図ることを目的とする。</p> <p>(<u>介護相談員</u>)</p> <p>第 2 条 市長は、<u>介護相談員</u>養成研修を修了した者のうち、市長が適当と認めた者に四日市市<u>介護相談員</u>（以下「<u>介護相談員</u>」という。）を委嘱するものとする。</p> <p>2 <u>介護相談員</u>は、その身分を明らかにするため、四日市市<u>介護相談員証</u>（第</p>

ビス相談員証（第1号様式）を携行し、必要があるときは、これを提示しなければならない。

3 介護サービス相談員の定員は、若干名とする。

4 介護サービス相談員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、介護サービス相談員としての在任期間が15年を超える場合は、再任を認めないものとする。

（派遣事業所）

第3条 介護サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者は、介護サービス相談員の派遣を希望するときは、四日市市介護サービス相談員派遣申出書（第2号様式）により市長に申し出なければならない。

2 （略）

3 市長は、第1項に規定する申出があったとき、四日市市介護サービス相談員派遣事業所として登録するとともに、四日市市介護サービス相談員派遣事業所登録通知書（第3号様式）により申出者に通知するものとする。

（事業内容）

第4条 介護サービス相談員は、担当する事業所を訪問し、次の各号に掲げる活動等を行うものとする。また、介護サービス相談員が必要と認めるときは、その利用者宅（被保険者に限

1号様式）を携行し、必要があるときは、これを提示しなければならない。

3 介護相談員の定員は、若干名とする。

4 介護相談員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。ただし、介護相談員としての在任期間が15年を超える場合は、再任を認めないものとする。

（派遣事業所）

第3条 介護サービス事業所（以下「事業所」という。）を運営する事業者は、介護相談員の派遣を希望するときは、四日市市介護相談員派遣申出書（第2号様式）により市長に申し出なければならない。

2 （略）

3 市長は、第1項に規定する申出があったとき、四日市市介護相談員派遣事業所として登録するとともに、四日市市介護相談員派遣事業所登録通知書（第3号様式）により申出者に通知するものとする。

（事業内容）

第4条 介護相談員は、担当する事業所を訪問し、次の各号に掲げる活動等を行うものとする。また、介護相談員が必要と認めるときは、その利用者宅（被保険者に限る。）を訪問するもの

る。)を訪問するものとする。

(1)及び(2) (略)

(活動報告)

第5条 介護サービス相談員は、当月分の活動状況について、翌月に別に定める四日市市介護サービス相談員活動報告書により市長に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第7条 介護サービス相談員、事業所及び市長は、この事業で知り得た被保険者及び事業所の情報について、この事業の目的を達成するためにのみ使用することができるものとする。

2 介護サービス相談員、事業所及び市長は、この事業の目的を達成するため、前項に規定する情報を第三者に提供するときは、当事者の同意がない限り、その当事者を特定することができる個人情報を提供してはならない。

(介護サービス相談員連絡会議)

第8条 この事業を円滑に実施するため、四日市市介護サービス相談員連絡会議を定期的で開催し、情報交換及び課題協議等を行うものとする。

とする。

(1)及び(2) (略)

(活動報告)

第5条 介護相談員は、当月分の活動状況について、翌月に別に定める四日市市介護相談員活動報告書により市長に報告しなければならない。

(情報の取扱い)

第7条 介護相談員、事業所及び市長は、この事業で知り得た被保険者及び事業所の情報について、この事業の目的を達成するためにのみ使用することができるものとする。

2 介護相談員、事業所及び市長は、この事業の目的を達成するため、前項に規定する情報を第三者に提供するときは、当事者の同意がない限り、その当事者を特定することができる個人情報を提供してはならない。

(介護相談員連絡会議)

第8条 この事業を円滑に実施するため、四日市市介護相談員連絡会議を定期的で開催し、情報交換及び課題協議等を行うものとする。

第 1 号様式から第 3 号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

四 日 市 市 介 護 サ ー ビ ス 相 談 員 証

氏名

生年月日

年 月 日まで有効

上記の者は、四日市市介護サービス相談員であることを証明する。

四日市市長

第2号様式（第3条関係）

四日市市介護サービス相談員派遣申出書

年 月 日

四日市市長

申出者（運営事業者）

所在地

事業者名

代表者名

連絡先

四日市市介護サービス相談員の派遣を希望しますので、四日市市介護サービス相談員派遣事業実施要綱に基づき、下記のとおり申し出ます。

介護サービス 事業所	事業の種類	
	介護保険事業者番号	
	所在地	
	事業所の名称	
	管理者の氏名	
	担当者の職・氏名	
	電話番号	
	ファックス番号	

第3号様式（第3条関係）

四日市市介護サービス相談員派遣事業所登録通知書

年 月 日

様

四日市市長

四日市市介護サービス相談員派遣事業実施要綱に基づき、下記のとおり四日市市介護サービス相談員派遣事業所として登録したことを通知します。

派遣事業所登録番号	四日市市介護サービス相談員派遣事業所（登録第 号）
介護保険事業者番号	
事業所の名称	
管理者の氏名	

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部高齢福祉課)